

税務キヤツチ・アップ

相続税関係

遺産分割前の預貯金の払戻し制度

1 はじめに

遺産分割前の相続預金の払戻し制度が令和1年7月1日より施行されている。家庭裁判所の判断を経ないで、預貯金の払戻しを認める制度の民法の規定は以下のとおりである。

民法第909条の2（遺産の分割における預貯金債権の行使）

各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち相続開始時の債権額の3分の1に第900条及び第901条の規定により算定した当該共同相続人の相続分を乗じた額（標準的な当面の必要生計費、平均的な葬式の費用の額その他の事情を勘案して預貯金債権の債務者ごとに法務省令で定める額を限度とする。）については、単独でその権利を行使することができる。この場合において、当該権利の行使をした預貯金債権については、当該共同相続人が遺産の一部の分割によりこれを取得したものとみなす。

2 制度の概要

各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち、口座ごとに以下の計算式で求められる額（ただし、同一の金融機関に対する権利行使は、法務省令で定める額を限度とする。）までについては、他の共同相続人の同意がなくても単独で払戻しをす

ることができる。

遺産分割の取り扱いについては、払戻しをした相続人が遺産の一部分割をしたものとみなされる。

【計算式】単独で払戻しをすることができる額＝

（相続開始時の預貯金債権の額）×（3分の1）×（当該払戻しを求める共同相続人の法定相続分）

【法務省令で定める限度額】

一金融機関あたり金150万円。

3 金融機関には、基本的に以下の書類を提出する。通常の相続による払戻し手続きとほぼ同様であり、金融機関へ申し込んでから実際に振り込まれるまでには、書類に不備がなければ2～3週間で払戻されるものと考えられる。

① 被相続人の除籍謄本、戸籍謄本または全部事項証明書（出生から死亡まで連続したもの）

② 相続人全員の戸籍謄本または全部事項証明書

③ 預金の払戻しを希望する人の印鑑証明書

4 相続税など実務への影響

① 相続人が一金融機関につき150万円まで相続税の納税資金として引き出すことができるようになるので、遺産分割協議がまとまらないのであれば、相続税の納税準備のために残高証明の取得と合わせて払戻しの手続きを早めに開

始する必要がある。

② 被相続人の生前に被相続人の預貯金等を相続人ができる限り把握しておく必要がある。残高までは確認できなくてもよいが、口座のある金融機関と支店などを知らないとスムーズに払戻しの手続きを行うことができない。

③ 払戻しがあった場合は、遺産の一部分割により取得したものとみなされるため、相続税の申告において、払戻した金額は払戻した時点の一部分割財産として申告する。

④ 相続開始後に、他の相続人がカードなどにより預貯金を引き出していた場合の払戻し金額は、実際の残高が上限になると考える。

【例】相続人は子Aと子Bの二人。子Aが、相続開始時点900万円の預金からカードにより800万円を引き出し、残高は100万円になっている場合子

Bの民法909条の2による払戻し限度額は、相続開始時点の残高900万円×1/3×法定相続分1/2=150万円であるが、実際の残高は100万円なので、払戻しできる金額は100万円になる。

⑤ 遺言がある場合は、遺言の内容が優先し、払戻しができない場合もあるので、注意が必要である。

（右山研究グループ
税理士 出岡 伸和）